



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

行政裁判所判決例

大正十五年第三十一號

裁判宣告書

東京市日本橋區蠣殻町二丁目十四番地

原告 鈴木千載

右訴訟代理人

辯護士 關口正吉

被告 東京府知事 平塚廣義

右訴訟代理人

東京府道路主事 江森猶市

右當事者間ノ大正十五年第三一號道路鋪裝工事費受益者負擔金賦課ニ對スル訴審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

本訴中大正十二年七月九日附東京市役所名義ヲ以テ原告ニ對シテ爲シタル道發第一一二七號通知ニ對スル部分ハ之ヲ却下ス
原告其ノ他ノ請求相立タス
訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事 實

原告ハ大正十一年一月一日ヨリ同十五年十二月三十日マテ五ヶ年間東京市麴町區内幸町一丁目五番地三井合名會社所有宅地四十四坪三合六勺ヲ賃借シ該地上ニ家屋二戸分三棟ヲ所有シ之ヲ他人ニ賃貸シ居ル者ナル處原告ハ鋪裝街路第三百五十七號(自海軍省南至内幸町一丁目)工事ニ關シ東京市麴町區長ヨリ同十二年六月十二日附ヲ以テ道路鋪裝工事費受益者負擔金七十四圓參錢ノ納付命令ヲ受ケ又東京市役所ヨリ同年七月九日附ヲ以テ右工事ノ延期部分ニ對スル同負擔金十八圓五十六錢程ナル旨ノ通知ヲ受ケタリ原告ハ共ニ之ヲ不當トシ同月十六日附ヲ以テ被告ニ訴願シタルニ被告ハ同年十一月五日附ヲ以テ「大正十二年六月十二日付ヲ以テ東京市麴町區長カ訴願人ニ對シ爲シタル道路鋪裝工事費受益者負

擔金納付命令ハ之ヲ取消スヘキ限ニ在ラス」ト裁決シタリ原告ハ之ニ服セス本訴ヲ提起シタルモノナリ

原告主張ノ要旨ハ(一)原告ハ大正十年二月十七日本件借地權ヲ其ノ地上ノ家屋ト共ニ讓受ケ同年一月一日ニ至リ前借地權ノ殘存期間タル同十五年十二月三十一日マテ五ヶ年ヲ借地期間ト定メ三井合名會社ヨリ借地ノ契約ヲ爲シタルモノナルヲ以テ假ニ本件借地ニ對シ借地法ノ適用アリトスルモ借地期間ハ既ニ確定シタルモノニシテ原告ハ道路鋪裝工事費受益者負擔規程第三條ニ規定セル存續期間十年以上ノ借地權者ニ非ス從テ本件工事費ヲ負擔スヘキモノニ非ス(二)假ニ本件借地權ハ十ヶ年以上ノ存續期間アリトスルモ右規程第二條ニ依レハ工事費ヲ負擔スヘキ沿道土地ノ權利者ノ土地ハ道路敷地ノ境界線ヨリ奥行二十間以内ノ地域ニ存在セサルヘカラス而シテ本件借地上ノ建物中一戸ニ屬スル敷地ハ鋪裝道路ニ通スル私道ニ面シ居ルヲ以テ其ノ部分ニ付テハ負擔ハ之ヲ爭ハサルモ他ノ一戸ニ屬スル敷地ハ右私道ヨリ出入スルコト能ハス其ノ私道ヨリ分岐シ鋪裝道路ニ平行セル私道ヨリ出入スヘク且其ノ墓面ニ在ル小川平吉邸ニ接シテ鐵筋コンクリートノ防火壁アリ直接鋪裝道路トノ交通不能ナルニ因リ假ニ其ノ地域カ二十間以内ニ存在スルモノトスルモ前記規程施行細則第十條第二號ノ場合ニ所謂河川、堤塘、崖岸等ニ隔絶セラレ街路ヲ利用スルコ

ト認シト認ムル土地ニ當該スヘキモノナルヲ以テ負擔金ヲ免除セラルヘキモノナルニ拘ラス之ヲ賦課シタルハ不當ナリ(三)道路法第三十九條ニ依レハ道路ニ關スル工事ニ因テ著シク利益ヲ受ケル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受ケル限度ニ於テ道路ニ關スル工事費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得ヘシ然レニ原告ハ本件借地上ノ建物ニ居住シタルコトナク其ノ家屋ハ借地期間中一定ノ賃料ヲ以テ各他ニ賃貸シ賃料ヲ増額シタルコトナキカ故ニ本件借地ハ本件鋪裝工事ニ因リ何等價值ヲ増加シタルモノト認ムルヲ得ス從テ原告ハ何等受益シタル所ナキ者ナルニ因リ工事費ヲ負擔スヘキモノニ非サルニ拘ラス之ヲ負擔セシメタルハ不當ナリ(四)被告ハ本訴中延期工事費十八圓五十六錢ニ付テハ大正十三年一月十八日麴町區長ヨリ納付通知書ヲ發シタルモノニシテ原告ハ之ニ對シテ訴願ノ手續ヲ履マサルモノナルヲ以テ此ノ部分ニ關スル本訴ハ不適法ナル旨ヲ主張スルモ原告ハ東京市役所ノ該工事費ニ關スル同十二年七月六日附ノ通知ニ因リ同十五年六月頃該工事費ヲ納付シタルモノニシテ被告主張ノ如キ納付命令ヲ受ケタルコトナシ而シテ右市役所ノ通知ハ原告ニ對スル處分ニシテ原告ハ之ニ對シテ訴願ヲナシ被告ハ之ニ對シテ裁決ヲ爲シタルモノナルヲ以テ本訴ハ之ヲ不適法ナリト謂ヲ得ス以上ノ理由ニ因リ本件工事費負擔金及延期工事費負擔金ノ納付命令並ニ被告ノ裁決

ヲ取消ス旨ノ判決ヲ求ムト云フニ在リテ立證トシテ甲第一、二號證ヲ提出シ乙第三號證ノ成立ヲ否認シ其ノ他ノ乙號各證ノ成立ヲ認メ同號第二號證ヲ援用セリ

被告答辯ノ要旨ハ(一)原告ハ大正十一年一月三井合名會社ト新タニ五ヶ年ノ期間ヲ以テ本件借地契約ヲ締結シタルモノニシテ前家屋所有者ノ有スル借地權ヲ繼承シタル事實ハ全然之ヲ認ムル能ハサルニ因リ原告ハ本件土地ニ對シ借地法第二條第一項及同第十一條ノ規定ニ依リ契約ノ日ヨリ三十年ノ借地權ヲ有スルモノト認メサルヲ得ス(二)本件借地四十四坪三合六勺ノ内四十二坪七合四勺ハ鋪裝道路境界線ヨリ二十間以内ノ地域ニ存在スルモノナルカ故ニ之ニ對シ原告ニ負擔金ヲ負擔セシメタル本件處分ハ不當ニ非ス(三)原告ハ本件道路鋪裝工事ニ因リ何等受益シタルコトナシト云フモ元來市街地ニ於ケル土地ノ利用ハ之ニ近接スル道路ニ依リ左右セラル道路ニ關スル施設ノ如何ハ沿道若ハ沿道附近土地ノ利用價值ヲ決定スルモノナリ殊ニ交通繁劇ナル大都市主要街路ノ鋪裝工事ハ現代都市生活ニ必須不可欠ノ施設ニシテ之ニ依リテ沿道附近土地ノ受クル交通衛生其ノ他ノ利用上ノ利益極メテ顯著ナルコトハ何人モ之ヲ是認スル所ナルヲ以テ原告ノ主張ハ採ルニ足ラス又原告ハ本件地上ノ建物ニ居住スルコトナク其ノ家屋ハ借地期間内一定ノ賃料ヲ以テ各他ニ賃貸中ナルヲ以テ利益ヲ受ク

ル者ニ非スト云フモ原告カ其ノ借地權ヲ有スル以上自ら之ヲ使用スルト他人ヲシテ之ヲ使用セシムルトナ間ハス其ノ實質價值カ著シク増加シタル以上原告カ道路法ニ所謂利益ヲ受クル者ニ該當スルヤ明ナリ尙原告ハ賃貸中ノ家屋ノ賃料ヲ増額シタルコトナキカ故ニ受益者ニ非サル旨ヲ主張スルモ假リニ此ノ如キ事實アリタリトスルモ其ハ全ク別箇ノ事實ニ基クモノニシテ之ヲ以テ本件鋪裝工事ニ因ル土地權利者ノ顯著ナル受益否認ノ根據ト爲スヲ得ス(四)本訴中延期工事費十八圓五十六錢ニ付キテハ原告ノ本件訴訟提起後大正十三年一月十八日麴町區長ヨリ原告ニ對シ納付通知書ヲ發シタルモノニシテ原告ハ之ニ對シ訴願ノ手續ヲ履マサルモノナルヲ以テ此ノ部分ニ關スル本訴ハ不適法ナリ原告ハ同十二年七月七日附東京市役所ノ通知ヲ以テ處分ナリト云フモ該通知ハ東京市長カ道路鋪裝工事費受益者負擔規程施行細則第十六條ノ規定ニ依リ原告ノ再申告ノ手續ヲ便宜上省略シ負擔金ヲ決定スヘキ旨豫告ヲ爲シタルモノニシテ行政處分ニ非ス從テ之ニ對シテハ訴願並ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス仍テ本訴中延期工事費十八圓五十六錢ニ關スル部分ハ之ヲ却下シ其ノ他ノ部分ハ之ヲ棄却ス訴訟費ハ原告ノ負擔トズル旨ノ判決ヲ求ムト云フニ在リテ立證トシテ乙第一號證乃至第四號證ヲ提出シ甲號各證ノ成立ヲ認メタリ

理 由

本件延期工事費十八圓五十六錢ニ付東京市役所力大正十二年七月九日附道發第一二二七號ヲ以テ原告ニ對シ爲シタル通知書(甲第一號證)ニハ「(前略)延期シタル殘部分ノ工事ニ對シテハ(中略)貴殿負擔金十八圓五十六錢程ト相成見込ニ候而シテ同一申告書ノ提出ハ煩瑣ニシテ御迷惑ノ儀ト被存候ニ付キ此際曩ニ御提出ノ申告書ニ基キ前記ノ負擔金ヲ決定致スヘク候ニ付テハ若シ權利ノ得喪變更等有之候ハハ本書到達ノ日ヨリ二十日以内ニ無選擇其旨御申出相成度候(下略)」トアリ該通知ハ該延期工事費ニ關スル負擔ノ豫告ニ過キスシテ原告ニ對シ負擔金ノ負擔ヲ命シタルモノト認ムヘカラス故ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得サルモノトス仍テ其ノ他ノ部分ニ付按スルニ(一)乙第二號證(大正十一年一月一日附三井合名會社宛原告ノ土地實借證)ニ依レハ原告カ前借地權者ノ借地權ヲ繼承シタリト認ムヘキ約款存在セス其ノ他此ノ點ニ付何等立證スル所ナキヲ以テ本件借地權ハ原告カ新タニ五ヶ年ノ期間ヲ以テ三井合名會社ト契約ヲ締結シタルモノト認ムルヲ相當トスヘク從テ原告ハ借地法第二條第一項及同第十一條ノ規定ニ依リ其ノ契約ノ日ヨリ三十年間其ノ借地權ヲ有スルモノトス

(二)本件借地中道路鋪裝工事費受益者負擔規程第二條ニ所謂道路敷地ノ境界線ヨリ奥行二十間以内ノ地域ニ存スルモノ四十二坪七合四勺ナルコトハ原告ノ爭ハサル所ナリ而シテ原告ハ本件借地

上ニ存在セル建物二戸ノ内一戸ニ屬スル敷地ハ鋪裝道路ニ通スル私道ヨリ出入スヘク且裏面ニ鐵筋コンクリートノ防火壁アリテ鋪裝道路ト直接ニ交通スルコト不能ナルカ故ニ假ニ假令右奥行二十間以内ノ地域ニ屬ストスルモ前記規程施行細則第十條第二號ノ場合ニ所謂河川、堤塘、崖岸等ニ隔絶セラレ街路ヲ利用スルコト尠シト認ムル土地ニ該當スルモノニシテ負擔金ノ負擔ヲ免除セラルベキモノナル旨ヲ主張スルモ斯ノ如キ事實ハ之ヲ以テ本件土地カ右規定ノ場合ニ該當スルモノト爲スニ足ラサルカ故ニ前記四十二坪七合四勺ノ地域ニ對シテハ本件負擔金ヲ免除セラルヘキモノニ非ス(三)道路ノ鋪裝ニ因リ交通ノ利便ヲ增進スルトキハ附近土地利用價值モ亦增進スルコトハ通常ノ狀態ニシテ原告ハ何等ノ反證ヲ提出セサルカ故ニ本件鋪裝工事ニ因リ原告ハ著シク其ノ利益ヲ受クル者ト認ムヘキモノトス原告ハ所有家屋ハ借地期間中一定ノ賃料ヲ以テ賃貸中ナルカ故ニ本件道路鋪裝工事ニ因リ何等受益スル所ナシト云フモ賃料ノ増減ハ原告ノ任意ニ屬スルカ故ニ之カ爲ニ原告ハ受益者ニ非スト謂フナ得ス從テ其ノ主張ハ之ヲ採用スルヲ得ス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和二年十二月二十二日行政裁判所第三部公延ニ於テ宣告ス

質 疑 應 答

問 道路區域を定むるには区域内民有地の所有者と協議を必要とするや又其の認定は告示するを要するや

(奈良市役所
長岡末光)

答 道路の區域を定むることは畢竟特定の土地を道路の區域なりとする處分に外ならない、従つて道路管理者が其土地を道路の用に使用するに就て正當の權限を持つることを必要とするのである、其の手段として其の土地を買収するか又は賃借するか兎に角其の土地を道路の用に供するに就て正當の權利を有することを必要とするのである、若し此權利を有せずして他人の所有に屬する土地を道路區域に認定したときは違法處分と爲るのである、従つて此場合には訴訟訴訟の方法に依つて其の救済を求むる途が設けられてゐる、(道路法) 併しながら此場合の區域認定行為は全然無効のものであつて、其の土地に關しては固より、道路法等の適用がないと言ふのが行政法學者の通説のやうであるが、反之大審院に於ては假令所有權の取得が違法若は無効のものであつても、其の土

地が既に公の營造物に變じたとき、如く事實上又は法律上返還不能と爲りたるときは土地所有者は不當利得又は不法行為の原則に基き利得の返還又は損害の賠償を請求することを要し原狀回復の方法に依つて之が返還を請求することが出来ない判決してゐる(大正四年才第七七六號) 私も判決の趣旨が行政の實際に適合するものと信じてゐる、其の他質問に係る其の道路の占用料のことも叙上の見解に依つて諒解して貰ひたい、又區域の決定に關しては道路法施行令第十條の規定する所であつて地方の公布式に依り告示することを要する(田中幹事)

問 道路法施行前市内の悪水路として取扱はれた道路に接する幅三尺位の測溝の用を兼ねるものは道路附屬物たる測溝なるや(奈良市役所
長岡末光)

答 唯だ單に市内の悪水路と言つても、汚物掃除法に依る公共溝渠もあらうし又下水道の施設に屬するものもある、又兩者に屬せない所謂純然な悪水路も存するのであつて一概に斷定することが出来ない、質問の如く道路法施行前に悪水路として取扱はれたものとすれば、假令道路排水の用を爲しつゝあつても夫れは當然に道路附屬物の測溝と言ふことは出来ぬ、之を道路の附屬物とする道路管理者の意思決定があつて、始めて悪水路が附屬物たる測溝

と效用を兼ねることゝ爲るのである（田中幹事）

問 區域外道路の認定管理及所屬に就て御指示を乞ふ

（札幌市）
鈴木喜久治

答 質問の趣旨は三つに別れてゐる、第一は市町村長が法第十五條に依つて市町村の區域外の路線に就き認定する場合に、其の路線の起點終點が他市町村内に在つても、差支なきやと言ふこと、第二に此區域外道路の途中に地元村長の認定した町村道ある場合に、之を區域外道路として認定することを得るやと言ふこと、夫れから第三に他の町村道を區域外道路として認定すれば管理者の所屬如何と言ふ問題とである。

先ず第一問にお答するが、道路法は市道町村道に就ては市町村内の路線に就き市町村長が認定するものとして、國道府縣道のやうに認定標準を規定してゐない、従つて起點終點の所在地如何を餘り八ヶ間敷言ふ必要がないのであるが、之を必要とする場合に他市町内に之を採つても法は之を禁止してゐないから差支ない、

第二問に就ては随分議論の存する所であつて、區域外道路を認定するのは認定者たる市町村長が必要とする他の區域に道路が無い爲に認定するのであつて、苟もそこに地元市町村の道路があれば其の處に路線の認定を許すべき法意でないこと云ふ議論もある、併しなから其の議論に従へば第一問のやうな路線の起點終點を必要とする道路に在つては、路線が地元町村の道路の存する區間だけ切斷することゝ爲つて路線と言ふ意味を失ふことゝ爲るから、矢張り地元町村道の存する所にも區域外道路の路線を認定しても可いものと解釋せなければならぬ、此場合に於て區域外に市道を認定するのであれば法第九條に依つて地元町村道を市道と爲すべきものと解する、若し町村道相互間の場合に於ては條理に依つて曩に認定した道路管理者の道路と解す、若し前に述べた反對論に依れば、第九條の規定が市道町村道の等級を定めたる事が無意義に爲るのである（田中幹事）